

国有林の地域別の森林計画(案)に対する意見の 要旨及び当該意見の処理の結果

(胆振東部森林計画区)

北海道森林管理局

国有林の地域別の森林計画(案)を公衆の縦覧に供した結果、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。

また、同法第7条の2第5項に基づく北海道知事への意見聴取、及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて(15林整計第341号)」別紙の第5の4に基づく学識経験者への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画(案)を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
II第5 4 (1) ②	変更計画の中に、「指定理由の消滅」とありますが、なぜ指定理由が消滅したかの記載がありません。	4	森林法上の解除理由としては、「指定理由の消滅」と「公益上の理由」の2つとなっており、どちらかの理由を記載しております。